

令和2年8月19日

官民協働海外留学支援制度ご担当者様

トビタテ！留学 JAPAN 事務局

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム
大学生等コース（第12期）派遣留学生のオンライン留学開始手続きについて

令和2年7月31日付の事務連絡にてお知らせしました留学支援の取扱いの柔軟化について、具体的な手続きを下記のとおりとします。

なお、第11期派遣留学生のうち、まだ留学を開始できていない学生についても、同様の取扱いとします。また、本件及び先の報道発表において公表した留学開始期限の再延長について、対象となる「派遣留学生の要件」（募集要項「9」参照）の変更はありません。

記

新型コロナウイルス感染症の影響で、留学先の国・地域の危険情報レベルが「レベル2」以上となり、現時点で留学を開始できていない派遣留学生で、募集要項に記載されている要件に加えて次の①～⑦に掲げる要件をすべて満たす学生になります。

- ① 申請する留学計画がオンライン環境下であっても当初の目的を達成できるものであること。
- ② 申請する留学計画が留学先での「実践活動」が必ず含まれるものであること（申請時点で「未定」でも受理しますが、「計画変更申請書」（様式J別紙1）及び「月次在籍証明書兼月次活動レポート（第12期生用）」（様式B-3）の「月次活動レポート」欄で、受入先機関との交渉状況等の進捗を記載してください）。
※ 従来使用していた様式B-2を、この度の日本におけるオンライン環境下での学修開始措置に伴い、「月次在籍証明書兼月次活動レポート（第12期生用）」（様式B-3）に変更しています。マイページよりダウンロードして、ご使用ください。
- ③ 海外に拠点を置く受入先機関より、日本におけるオンライン環境下での活動による受入を認める旨のエビデンスを得られること。
- ④ 申請する留学計画が在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められていること。
- ⑤ 様式B-3の「在籍確認証明」欄に、海外に拠点を置く受入先機関の現地担当者から署名等をもらい、在籍大学等に提出できること（月々の確認はメール等によるスキャンデータの受領を可としますが、最終的には郵便等にて原本を取寄せていただき、在籍大学等にて保管してください）。またその際、在籍大学等により、様式B-3の「月次活動レポート」欄及び当該学生が日本国内で活動していることを確認できること。
- ⑥ 申請する留学計画が、変更申請時に渡航先の危険情報レベルが「レベル1」以下となり、安全な渡航・滞在が可能となった場合には、現地で「座学」または「実践活動」の少なくともいずれかを実施

できる見込みがたつものであること。

⑦ 事前研修を受講済みであること。

なお、実際に申請される際は、以下を満たしているかも併せてご確認ください。

- ・ 海外に拠点を置く受入先機関の許可を得て、現地で28日以上 の学修ができる計画であること。
- ・ 日本におけるオンライン環境下での学修開始日は2022年3月31日までとし、2023年3月31日までに終了することができる計画であること。

【想定される留学計画のパターン例】

①A「実践活動（国内オンライン）」＋B「実践活動（現地）」※A・Bの受入先が同一でも構いません

②A「座学（国内オンライン）」＋B「実践活動（現地）」

③A「実践活動（国内オンライン）」＋B「座学（現地）」＋C「実践活動（現地）」

④A「実践活動（国内オンライン）」＋B「座学（現地）」

※ いずれも、A（国内オンライン）の期間については奨学金の支給はありません。

※ 受入先機関が「未定」の状態の申請でも構いませんが、活動内容の具体的な詳細や予定される受入先機関についての説明は必須です。（受入許可書が出ていないものは、具体的な機関名が書かれている場合であっても「未定」となります）

※ A（国内オンライン）のみの留学計画での申請は受理いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【留意事項】

- ・ 派遣留学先（現地）での学修のみで本制度の支援を希望する場合は、引き続き、外務省の危険情報レベルが引き下げられ、安全な渡航・滞在が可能となるまでお待ちください。
- ・ 国内でのオンライン環境下での学修期間中は、留学準備金及び授業料（対象者のみ）を支給しますが、月額奨学金の支給はありません。
- ・ 当初より支給予定であった月額奨学金の合計額に増額ははありません。
- ・ 「授業料」の支給要件は従来通りですが、日本におけるオンライン受講・現地での受講を問わず、申請を認めます。
- ・ 「留学準備金」については、様式B-3にて、受入先機関への在籍及び日本国内におけるオンライン環境下での学修を開始したことが確認できた最初の月に支給してください。（ただし、4月に機構より送金後、既に学生に支給済みの場合は、その限りではありません。）
- ・ 本措置が機構より認められた場合、「変更申請」の記載事項を完遂いただくことになります。受入先機関の変更等で留学計画が途中で長期中断となる場合でも、中断の手続きは不要とし、受入先機関が決まり次第、「変更申請」にて申請してください。この場合、回数制限には配慮します。
- ・ 本措置が機構より認められた場合、ご担当者様におかれましては下記の通り学生の学修活動の確認をお願いします。

＜座学について＞受入先大学等の履修に限らず、予習復習に要する学修や、課外活動などについても「活動」とみなします。活動の内容については、履修証明書やシラバス等及び、学生本人が記載

した様式 B-3 の「月次活動レポート」欄によりご確認ください。

＜実践活動について＞活動の内容については、様式 B-3 の「月次活動レポート」欄によりご確認ください。

＜当月活動日数について＞様式 B-3 の「月次活動レポート」欄に記入する活動日数については、原則として毎月 15 日間以上となることを目安としてください。

- ・ 日本代表プログラムにおける派遣留学生の要件として、「日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生」及び「留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生」と定めているため（募集要項「9」参照）、日本におけるオンライン環境下での学修期間中に、就職や卒業等で在籍大学等の籍がなくなった場合は、支援の対象外となります（日本の大学等に在籍していることが必須です）。大学院進学等で機構に提出している支給対象者登録データに変更が生じる場合、奨学金等に係る事務手続きの手引きの「属性変更について」をご確認の上、お手続きください。
- ・ 本措置が機構より認められたものの、派遣留学先の国・地域における外務省の危険情報レベルがレベル 1 以下に引き下げられない等、新型コロナウイルス感染症の影響で、「変更申請」の記載事項の完遂が困難な状態となる場合は、早い段階で事前に機構にご連絡をお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響で留学計画を中止せざるを得ない場合は中止を認め、支給済みの「留学準備金」等の返納は求めないこととします。（募集要項の「派遣留学生の要件」のとおり、留学終了後の事後研修への参加や留学状況報告書（様式 M）の提出等は必須です）

以上